

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 福祉総務課

許認可等の内容		地域福祉センターの利用承認
根拠法令等及び条項		栃木市地域福祉センター条例第5条及び第6条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市地域福祉センター条例第5条、第6条及び第10条
	参考事項	栃木市地域福祉センター条例施行規則
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市地域福祉センター条例抜粋 (利用の承認)</p> <p>第5条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の承認に、センターの管理上必要な条件を付すことができる。</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、その利用を拒み、又は承認を取り消し、若しくは施設からの退去を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。</p> <p>(2) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第10条 市長は第1条に規定する設置の目的(市民の地域福祉活動推進を図る)にふさわしい活動に利用する場合又は特別の理由があると認める場合は、使用料を減額し、又は免除することが出来る。</p>	